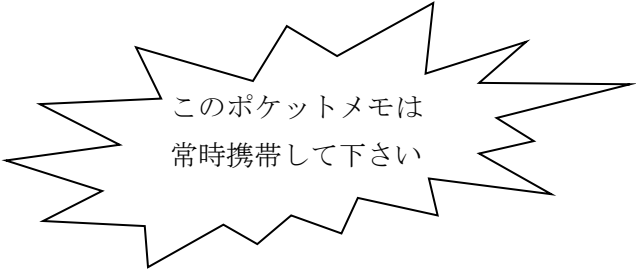


(※ 各学校の実態に合わせて作成する。)

# 震災対策ポケットメモ

～万一の時もあわてずに～

(学校教職員用)



このポケットメモは  
常時携帯して下さい

東京都教育委員会

所属  
氏名

# 地震の際は参集が必要！

勤務時間外に、東京都内（島しょを除く）で震度6弱以上を観測した場合、特別非常配備態勢をとります。

自動参集ですので、参集連絡の有無にかかわらず、自発的に参集することが求められます。※管理職及び危機管理担当者は震度5強で自動参集

1 学校危機管理計画における担当は  
「 \_\_\_\_\_ 」です。

ご自身でご記入下さい。

2 あなたの学校の危機管理担当者は  
「 \_\_\_\_\_ 先生」と  
電話「 \_\_\_\_\_ （ \_\_\_\_\_ ）」

ご自身でご記入下さい。

「 \_\_\_\_\_ 先生」です。  
電話「 \_\_\_\_\_ （ \_\_\_\_\_ ）」

ご自身でご記入下さい。

3 地域緊急連絡員は  
「例 町会長の \_\_\_\_\_ 様」です。  
電話「 \_\_\_\_\_ （ \_\_\_\_\_ ）」

ご自身でご記入下さい。

# I 児童・生徒等への対応

## 1 各班の分担業務(例示)

### 「連絡班」

- ・校舎内に逃げ遅れた児童・生徒等がないか確認
- ・関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集並びに各班への情報提供、学校経営支援センターへの報告、連絡

### 「施設班」

- ・初期消火活動
- ・学校施設・設備の校内巡視・点検、立入禁止の表示
- ・校舎等の応急危険度判定の要請

### 「食糧班」

- ・学校に保護する児童・生徒等への食事の準備
- ・備蓄・救援物資の確認・配布、ろ水器の稼動・給水

### 「救護班」

- ・けが人への応急救護
- ・セルフケアセットの提供
- ・医療機関との連携

### 「避難所支援班」

- ・地域緊急連絡員と連携し、建物の安全が確認できるまで住民等を校庭等に待機させる。
- ・学校施設上の制限区域を設定し、避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導し、一時滞在施設の開設・避難所運営に協力する。
- ・公的防災機関、防災市民組織と秩序維持や衛生管理、施設保全等についての連絡調整
- ・災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置
- ・災害情報、交通機関運行情報の収集及び提供

### 「経営企画室」

- ・重要書類等を持ち出し、水浸しや散逸を防止する。

## 2 児童・生徒等の安全確保

### (1) 在校時

- ① 生徒の避難と安全管理を校内放送で指示する。
- ② 学級担任は、震災の状況を説明し、今後の対応について生徒を指導する。
  - ・安全が確認されるまでは、原則的として学校に留め置くこと。
  - ・学校は耐震補強が行われており、安全なこと。
  - ・担任の指示に従って行動すること。
- ③ あらかじめ定めた連絡方法により学校から保護者へ連絡し、安全が確認されるまで、学校で生徒を保護する旨を伝える。

### (2) 登下校時（※予知の可能性が高い、東海地震を想定しての記載）

- ① 登校中に生徒が「注意情報」を知ったら、そのまま登校させる。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。
- ② 下校中に生徒が「注意情報」を知ったら、学校・自宅・避難所のいずれか一番近い所に避難する。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。

### (3) 登校前に生徒が「注意情報」が出されたことを知った場合、学校から指示があるまで自宅で待機させる。

### (4) 保護者と連絡が取れるまで若しくは保護者等に確実に引き渡すまで、学校において保護することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合は、学校種別、地域の建物等の被害状況等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限って、帰宅させることができる。

## 3 児童・生徒等の避難誘導

- (1) お・か・し・も（「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」）を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。

- (2) 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
- (3) 発災後、校庭・屋上に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないかを確認する。
- (4) 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- (5) 避難の際、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。なお、出席簿及び緊急連絡用（引渡し）カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

## ① 校 舎 内 で の 避 難

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <p>（緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> <li>・蛍光灯、窓ガラ</li> </ul>	<p>○児童・生徒等に安心させるような声をかける。（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。</li> </ul> <p>○体育館、校庭、屋上、共用部分の場合</p>	<p>○身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。</li> <li>・防災頭巾、座布団等で頭を保護する。</li> </ul> <p>○その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下の危険のない地点</p>

<p>スなど多くのものが落下する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。</li> <li>・恐怖のため、動けなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。</li> </ul> <p>（休み時間、放課後）</p> <p><b>○教職員がいる場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室、特別教室、体育館、校庭、屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒等を含む）。</li> </ul> <p><b>○教職員がいない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室、特別教室、体育館、校庭、屋上の場合</li> <li>・廊下、階段の場合</li> </ul>	<p>まで移動した後。）。</p> <p><b>○授業中、給食中などの行動と同じ。</b></p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>廊下 その場で頭を保護してしゃがむ。 階段 その場で腹ばいになり又は手すりにつかり転落を防止する。</p>
---	--	--

--	--	--

## ② 校庭・屋上 への 避難

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動 等
	<p>（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手な行動をとらせない。</li> <li>・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。</li> <li>・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。</li> <li>・負傷者等の有無を確認する。</li> <li>・負傷者等の救出、応急手当をする。</li> <li>・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。</li> <li>・防災頭巾、座布団、</li> </ul>	<p>○教職員の指示に従う。</p>          <p>○上履きのまま、防災頭巾・防災ヘルメット、座布団等で頭を保護し、何も持たないで、校庭・屋上への避難に備える。</p>

	<p>ヘルメット、カバン等で頭部を保護するように指示する。</p> <p>・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。</p> <p><b>○体育館、校庭、屋上の場合</b></p> <p>・教室・特別教室の場合と同じ。</p> <p>・校庭の場合、液化化していない場所に集める。</p> <p>(休み時間、放課後)</p> <p><b>○教室に教職員がいる場合</b></p> <p>・授業中、給食中の場合と同じ。</p> <p>なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保も図る。</p> <p><b>○教室に教職員がいない場合</b></p>	<p>・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。</p> <p>・教室・特別教室の行動と同じ。</p> <p>・授業中、給食中の行動と同じ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動がで</p>
--	--	--



<p>○大きな揺れの後で、児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p> <p>○本震から約数分</p>	<p>・担任は、原則として受持ちの教室に行く。</p> <p>なお、担任している児童・生徒等だけではなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。</p> <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <p>・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒等への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。</p> <p>○校庭に教職員がいる場合</p> <p>・液化化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。</p> <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p>	<p>きるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>・教職員の指示に従う。</p> <p>・授業中、給食中の行動と同じ。</p> <p>・教職員の指示に従う。</p> <p>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</p> <p>・速やかに整列し、</p>
--	--	--

<p>後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せ てくる。傾斜地では、崖崩れが発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。</li> </ul> <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒等の安全確保を図る。</li> </ul> <p>○本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動する よう指導する。</p> <p>〔避難開始等〕</p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。</li> <li>・津波・高潮・液状</li> </ul>	<p>その場にしゃがむ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。</li> <li>「お」：おさない</li> <li>「か」：かけない</li> <li>「し」：しゃべらない</li> </ul>
--	--	--

	<p>化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。</li> </ul> <p>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。</li> <li>・避難誘導の際、火災場所近くや上</li> </ul>	<p>「も」：もどらない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> <li>・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> <li>・体育館の場合：速やかに並び避難する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等を皆でかばい、助け合う。</li> </ul>
--	---	--

	<p>層階の児童・生徒等の避難を優先させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。</li> <li>・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。</li> <li>・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。</li> </ul> <p>○教職員は、トイレ等に児童・生徒等が残っていないかを確認する。</p> <p>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡班は行方不明者の捜索を行う。</li> <li>・救護班は負傷者の応急手当をする。</li> </ul>	<p>○校庭・屋上に集合したら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級ごとに整列する。</li> <li>・腰を降ろして低い</li> </ul>
--	--	---

<p>○一時(いつとき)集合場所、避難所に指定されている場合；校庭は、避難して来る住民や幼・小・中学校の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡班は児童・生徒の及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。区市町村立学校は都立学校に準じて当該区市町村教育委員会に報告をする。</li> <li>・連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。</li> <li>・救護班は救助を必要とする児童・生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請するとともに、共助による救護活動を行う。</li> <li>・ラジオ等で情報を収集する。</li> </ul>	<p>姿勢で待機する。</p> <p>○保護者が引取り又は避難して来る。</p>
--	--	--

<p>児童・生徒等を 引き取りに来る 保護者等により、 混乱が予想される。</p>	<p>○避難者、保護者の 対応に当たる。</p> <p>○児童・生徒等の引 渡しは、緊急連絡用 (引渡し)カードで行 う。</p> <p>・通学路の安全確 保、保護者の状況 等を総合的に判断 し児童・生徒等を保 護者等へ引き渡 す。</p> <p>・発災後保護者が亡 くなり身寄りがな くなってしまった 児童・生徒等の心の ケアを行なうとと もに、他の児童・生 徒等の保護状況を 踏まえ、適切に児童 相談所に引き継ぐ。</p> <p>○中学校、中等教育 学校、高等学校の生 徒に対し、初期消 火や救護等の活動 のできる生徒を募</p>	<p>○それに応じた生徒 は、救護、消火活動 等に協力する。</p>
---	---	--

	る。	
--	----	--

<b>③ (広 域) 避 難 場 所 へ の 避 難</b>		
時間の経過 (状況等)	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動 等
<p>○二次災害等(火災、崖崩れ等)で学校が危険にさらされる。</p>	<p>○避難の際の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒等に対して 教職員の指示に従うよう指導する。</li> <li>・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の実情にあわせて介添者を決め、級友の助力により避難できるように指導す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。</li> </ul>

<p>○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。</p>	<p>る。</p> <p>○(広域)避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校門などに避難先を掲示する。</li> <li>・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒等の人員を点呼する。</li> </ul> <p>○集団の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体指揮（校長）、学年指揮（学年主任）、学級指揮（学級担任）</li> </ul> <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(広域) 避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。</li> <li>・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない人をみんな でかばい、助け合う。</li> <li>・防災頭巾、かばん等で頭部を守りながら行動する。</li> <li>・避難途中に負傷した方などがいたら、みんな でかばい、助け合う。</li> </ul>
--	---	---



	<p>して適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p>・(広域)避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒等がいる場合は、捜索する。</p>	<p>○(広域)避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級ごとに整列する。</li> <li>・腰を下ろして、低い姿勢で待機する。</li> </ul>
--	--	---

#### ④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過 (状況等)	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <p>(緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>・地震による強い揺</p>	<p>〔都立学校教職員の場合〕</p> <p>・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を</p>	<p>○寄宿舎で生活している場合</p> <p>・教職員の指示に従い行動する。</p> <p>○クラブ活動等で学校にいる場合</p> <p>・部活担当者の指示に従い行動する。</p>

<p>れのため立つことも歩くこともできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> </ul> <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</li> </ul> <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p>	<p>確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。</p> <p>○教職員は、学校や寄宿舍にいる児童・生徒等の安全確保を最優先する。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> <li>・校舎等の安全確認を行う。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に協力する。</li> </ul> <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒等の安</p>	<p>○家庭等にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。</li> </ul> <p>・わが身・家族の安</p>
---	---	---

<p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。</p> <p>・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。</p>
---	--	--

⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
------------	-----------	-----------

		等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> </ul> <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> <li>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</li> </ul>	<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭・屋上に避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を点呼する。</li> </ul> <p>それ以降については、在校中の場合と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波・高潮・液状</li> </ul>	<p>○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手近なカバンや上着等で頭部を守る。</li> <li>・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。</li> <li>・運転手、駅員等の指示に従う。</li> </ul> <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。</li> </ul>

<p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <p>・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告</p> <p>修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。</li> <li>・垂れ下がった電線に近づかない。</li> <li>・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> <li>・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。</li> </ul>
--	---	---

	<p>○保護者が亡くなり 身寄りがなくなった 児童・生徒等の心の ケアを行なうとともに、他の児童・生徒 等の保護状況を踏 まえ、適切に児童相 談所に引き継ぐ。</p>	
--	---	--

## Ⅱ 避難所等としての対応

### 1 避難所の開設

震災後、区市町村からの要請に基づき、避難所を開設するに当たって、教職員又は区市町村首長部局職員等は避難場所となる体育館、校舎等の安全を確認する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭等で待機させる。

教職員又は区市町村首長部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、区市町村災害対策本部へ報告する。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

#### 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発災直後	○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。	○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合には校門の鍵を開ける。	

	<p>○携帯電話等を活用して、学級担任が児童・生徒等の安否確認をする。</p> <p>○避難所支援担当を編成する。</p> <p>・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体的に運営する。</p>	<p>○避難者を校庭等に待機させ、校舎、体育館に立ち入らないよう注意する。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織のリーダーは、地震の状況、火災等の情報を収集し、広域避難場所への避難に備える。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、校長等に学校の状況等を連絡する。</p> <p>○避難所運営本部を設置する。</p> <p>○避難者の中からボランティア</p>	<p>○避難者が学校へ避難し始める。</p> <p>○児童・生徒等は保護者と共に避難をする。避難所に落ち着いた所で、学校に安否、所在地等を報告する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。</p>
--	--	---	--



		<p>を募る。</p> <p>○出火の場合は、防災市民組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。</p> <p>〔救護・衛生担当（救護班）〕</p> <p>○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。</p> <p>○重症者等を医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p> <p>○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。</p>	<p>○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し初期消火に当たる。</p>
--	--	---	--------------------------------------

<p>○教職員は、校舎等の施設の安全を確認する。避難者等に協力を求める。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</p>	<p>〔避難所担当 (避難所支援班)〕</p> <p>○危険箇所は立入禁止を表示する。</p> <p>○避難所とする体育館、和室や保健室等を整理、清掃し、避難所として使用可能な状態にする。</p>	<p>○避難者は教職員に協力し、校舎、体育館等の安全確認を行う。</p>
<p>避難所支援班を中心に避難所を開設する。</p>		

## 2 一時滞在施設の開設

### (1) 一時滞在施設

一時滞在施設とは、首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。

一時滞在施設として、島しょを除く全都立高校が候補施設と

なっており、指定を受けた都立高校は帰宅困難者を3日間程度受け入れることとなる。

## (2) 一時滞在施設の備蓄等

一時滞在施設となる都立高校には、各校で受け入れ可能な人数に対応した、食糧・飲料水・ブランケット・簡易トイレ等を総務局総合防災部が整備する。なお、校内で受入れ人数分を備蓄できない場合には、外部倉庫で備蓄することとしている。

また、通信手段を確保するため、MCA無線、特設公衆電話、Wi-Fiを整備する予定となっている。

## (3) 一時滞在施設の開設・閉鎖

大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、東京都災害対策本部(総務局総合防災部)の要請を受け、施設の安全を確認の上、速やかに開設するが校長判断で自主的に開設することも可能とする。

なお、建物や周辺の被害状況を確認した結果、開設ができないと判断した場合は、速やかに東京都災害対策本部及び学校経営支援センターに報告する。

開設後、円滑に運営するためには、事前に学校危機管理計画において、避難所支援班に一時滞在施設運営担当の明記や救護班・食糧班等教職員の役割等を決定しておく。閉鎖に当たっては、東京都災害対策本部からの指示を待って行なう。

### 【留意事項】

- 予め一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションと避難所スペースを振り分け、動線を分離する等児童・生徒等の安全を確保する。
- 乳幼児連れ・女性・高齢者・外国人等の災害時要援護者について、配慮する。

### 3 災害時帰宅支援ステーションの開設

#### (1) 災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、震災時に保護を必要とする帰宅困難者に対して、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報等を提供する。

「災害時帰宅支援ステーション」として島しょを除く全ての都立学校が指定されている。また、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が東京都との協定により災害時帰宅支援ステーションとして指定されている。

#### (2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等

##### ア 飲料水

災害時帰宅支援ステーション用に飲料水を備蓄している。その他、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変える「ろ水器」を設置している。ろ水器の機能は1時間当たり2,000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。このほか、携帯用トイレを備蓄している。

##### イ セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セット（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等、包帯、ガーゼ等）を全都立学校に配備している。

##### ウ 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として全都立学校に非常用発電機を設置している。また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。非常時の対応として、こ

れを一時滞在施設にも活用する。

### (3) 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁からの指示により開設する。

開設後、円滑に運営するためには、事前に案内板や案内チラシを用意しておくとともに、学校危機管理計画において、避難所支援班・救護班・食糧班等教職員の役割等を決定しておく。

#### 【開設の手順】

- 正門付近に案内板を設置→収容スペース・立ち入り禁止区域の設定→保護している児童・生徒等数を学校経営支援センターに報告→帰宅困難者に、水・トイレ・休息の場等を提供する一時立寄施設である旨の案内チラシの配布→近隣駅等の案内図を情報提供し、徒歩帰宅を支援する。

#### 【留意事項】

- 災害時帰宅支援ステーションと一時滞在施設・避難所スペースの振り分けを図っておく。
- 乳幼児連れ・高齢者等の災害時要援護者に加え、女性や外国人について、配慮する。

## Ⅲ 教育活動への対応

### 1 安否情報・被害状況の把握

#### (1) 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に電話で、児童・生徒等、保護者の安否状況を把握する。また、携帯・固定電話、電子メール、ホームページ、ツイッター、災害用伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。さらに、区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示したり、学校

に安否を確認するためのノートを備えて友人や近隣者等から情報を求めるなど、児童・生徒等の安否情報を収集する。

#### (2) 保護者等からの情報収集

児童・生徒等が親戚などに避難する場合は、保護者に対し、早めに何らかの手段で学校に連絡させる。

#### (3) 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

#### (4) 校舎等の安全確認・整備

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大ききようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を学校経営支援センターに要請する。

授業再開に当たっては、必要な教室・スペースなどの安全確認を行なうとともに必要な整備を行って確保する。

#### (5) 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たって、通学区域地区担当の教職員は児童・生徒等が安全に通学できるか等、通学路の安全確認を行う。

## 2 応急教育計画の作成

### (1) 応急教育計画の作成

学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直す。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

#### 【応急教育計画作成に当たっての主な留意点】

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。

- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

## (2) 授業再開時期の決定

都立学校では、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒等数、避難住民の意識等を考慮し、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。

## (3) 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、電話連絡網、掲示、案内などを通じて保護者に授業再開の時期を周知、徹底する。

## (4) 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子供も心が疲弊している状態にある。

応急教育の立案に当たっては、このような児童・生徒等の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制をとる。学校は学校経営支援センターと連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

# 3 MEMO

この欄は参集途中で被害状況などを記録する際になどに使用して下さい。





## IV 緊急連絡先

所 属 先 (例示)	NTT (直通電話)	携帯等その他
○ ○ 学校		
校長		
副校長		
学校危機管理担当者		
地域緊急連絡員		
学年主任		
○○学校経営支援センター		
同 支所		